

遺族給付金(一時金)裁定請求書

請求者(遺族)の氏名等を記入してください

企業年金基金 遺族給付金(一時金)裁定請求書 (兼 未支給の給付金請求書)

金 属 事 業 企業年金基金 御中

令和〇年△月×日提出

フリガナ	タナカ	ハナコ	②性	男	③昭和	平成	1年3月1日
①氏名	(氏) 田中	(名) 花子	別	女	生年月日	令和	
フリガナ	〒番号		〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-11-11 電話 090(1234)5678				
④住所	101-0032	東京都千代田区岩本町1-11-11 金属ハイム301					
⑤死亡者との続柄	長女 (注) 遺族給付金を受けることのできる方は配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、および主としてその収入により生計を維持していたその他の親族で、基金規約によりその順位が定められております。						
⑥希望する送金先	銀行等の口座振込(本人名義の口座をご指定ください)。(フリガナ) ミツイスミトモンタク (フリガナ) 銀行 シンジュク (フリガナ) タナカ ハナコ 三井住友信託銀行 金庫 新宿 本店 支店 口座名義 田中 花子						
⑦死亡者氏名	フリガナ	タナカ	タロウ	⑧性別	男	⑨昭和	大正
⑦死亡年月日	令和18年4月1日	⑩加入者番号		第	号	29年8月9日	
⑧基金の年金証書番号	死亡された方が受給権者である場合に記入してください。						
⑩死亡した受給権者の親族等	氏名	死亡者との続柄	加入者死亡の場合以外 記入不要				
	田中 一郎	長男					
	田中 二郎	次男					

死亡した方(受給権者)の氏名等を記入してください

- 【添付書類】
- 死亡された方と請求者との身分関係を明らかにできる証明(戸籍抄本、住民票等)
 - 死亡を証明する市区町村長の証明(死亡診断書コピー、住民票除票)
 - 通帳等コピー
 - 生計維持・同一証明(請求者がその他の親族の場合のみ)(死亡された方と同一の住所であることが確認できる住民票等)
- a. 受給者死亡の場合
- 年金証書(原本)
- b. 加入者死亡の場合
- 個人番号届
 - 個人番号確認書類(遺族・死亡者)
 - 身元確認書類(遺族・死亡者)

一時金の振込先を記入してください
※請求者(遺族)ご本人名義に限りです

上記⑩のうち請求者(代表受給者)と同一順位の受給権者がいらっしゃる場合、裏面⑫にも記入してください。

生計維持証明

上記の請求者は、受給権者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証明する。

住 所 東京都千代田区岩本町〇丁目〇-〇

証明者 職名および氏名 民生委員 金属 一郎

印

- 【添付書類】
- 企業年金基金加入者証または基金の年金証書
 - 請求者と死亡した者との身分関係を明らかにできる市区町村長の証明書、戸籍抄本または法定相続情報一覧図の写し
 - 死亡した加入者または受給権者の死亡を証明する市区町村長の証明書または法定相続情報一覧図の写し等
 - 請求者がその他の親族の場合、受給権者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証明する書類または上記の生計維持証明
 - その他、基金から指示のあった書類

請求者(遺族)と生活関係のない第三者(民生委員・事業主・家主など)の証明を受けてください
※請求者(遺族)の方と死亡された方が同一住所(世帯)で、請求者(遺族)と死亡者それぞれの住民票を添付する場合には、この欄の記入は不要です。